

2014（平成26）年度第2回経営協議会議事要録

日 時 2014年6月24日（火）15時

場 所 KKRホテル名古屋 福寿の間

出 席 学内委員5名

学外委員5名 欠席1名

会議成立

開会15時

議事に先立ち、出欠状況の確認があり、前回本協議会を欠席であった学外委員から自己紹介があった後、学長から、学校教育法及び国立大学法人法の改正、免許法の改正、小中一貫教育、複数免許取得、教員養成の高度化、など多様化する情勢への対応が望まれていること、教員養成に特化した形で本学の強み、特色を生かした大学運営が必要であること、等の説明があり、経営協議会学外委員に対して、今後とも委員として本学をサポートしていただきながら、御意見、御示唆いただきたい、とのあいさつがあった。

次いで、総務課長から、本日の配付資料の確認及び会議日程等の説明があった。

議 題

1. 2014（平成26）年度第1回経営協議会議事要録の承認について

議長から提議され、先に送付した議事要録案について、前もって2件の意見があった旨紹介があり、審議の結果、次のとおり修正し、これを承認した。

報告4の「国立大学法人の機能強化等に関する意見交換（文科省）について」

4ページ 上から5行目「第三期中期目標期間に向けた取組の具体」を「第三期中期目標期間に向けた取組の具体化」に修正、

4ページ 上から14行目「7つの附属学校は、三河と名古屋で地域性があり、指導案、教育理念も違う。」を「7つの附属学校は、三河と名古屋で地域性があり、指導観、教育理念も違う。」に修正。

2. 平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

議長から提議され、資料を事前に配付していることから質疑応答を中心に議事を進めた。また、項目は、大学の概要、全体的な状況として、1. 教育研究等の質の向上の状況（Ⅰ教育、Ⅱ研究、Ⅲその他）、2. 業務運営・財務内容等の状況（Ⅰ業務運営の改善及び効率化、Ⅱ財務内容の改善、Ⅲ自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供、Ⅳその他業務運営に関する重要目標）、3. 戦略的・意欲的な計画の取組状況、4. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況、項目別の状況であり、年度計画に対する進捗状況及び特記事項について記載されていることが説明された。

なお、本報告書は、6月30日までに文部科学省（国立大学法人評価委員会）に提出するものであり、記載内容については、本経営協議会での審議を経た後、字句、数値等をさらに精査し、必要な修正を行った上で役員会にて最終決定し提出することをお認め願いたい旨説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

○学長裁量経費を施設整備に使っているが、教育研究等でなくてもよいのか。

●基本的には、学長の裁量で使ってよいということ。本学においては、これまでは一定金額を確保しておき、特別な教員を採用した場合の給与や、教員の研究費の一部に充てるなどの工夫をしてきた。施設整備は国の補助金に頼るところが多いが、本学は授業料収入の6%を施設整備のための予算として別枠で確保していたため、学長裁量経費を施設整備に使うことはあまりなかった。平成25年度は特に諸々の施設整備があり、補充するお金が足りないということで特別にこのような使用を行ったということである。

○29ページ別表で、附属学校の定員充足率が100%でない要因は何か。

●保護者が仕事の関係で海外に転勤するケースがあり、それに伴う転出がある。

○進捗状況のⅢ、Ⅳの値について説明してほしい。

●4段階評価になっているが、Ⅰ及びⅡは掲げた年度計画に対しての進捗が悪かったという自己評価になる。中間評価でⅠ又はⅡが付いた進捗状況の思わしくない事項については、その時点でこ入れし、最終的にⅠやⅡが無いようにする。そのような形で報告書は作成している。評価の値は、Ⅲが年度計画のとおり実施したということ、Ⅳは計画を上回って実施している。Ⅱは十分に実施していない。Ⅰは計画を実施していない。Ⅱ以下が付く大学は評価が落とされて運営費交付金にも影響することがある。

3. 平成25年度決算について

議長から提議され、白石委員から、決算については、6月末に文部科学省に提出することになっており、その後、内容に問題がなければ文部科学大臣から承認が下りることの説明があった。引き続き、資料に基づき、決算資料確認の注意点として、①運営費交付金等は受入時点で収益ではなく、負債に計上（運営費交付金債務）し、教育・研究などの義務を実施すると収益化し、収益として計上（運営費交付金収益）する仕組みであること、②固定資産を取得すると使用義務が発生するため負債に資産見返負債を計上し、減価償却費が進むに従って、減価償却相当額を収益にも計上すること等の国立大学法人会計特有の処理について説明があった後、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、実施コスト計算書、決算報告書、利益の処分、について、それぞれ平成24年度との比較及び増減理由を加えつつ、次のとおりまとめの説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

なお、本日午前中、あずさ会計監査人から平成25年度決算については特に問題ないとの報告を受けている旨補足説明があった。

・貸借対照表まとめ

資産は建物等の改修、復興関連事業による交付額増等により、2,003百万円の増加。一方で負債は資産取得に伴う負債計上及び工事等にかかる未払金が増加し、2,126百万円増加した。

・損益計算書まとめ

当期総利益が53百万円の黒字となり国立大学法人として適切な経営をしていると言える。

・キャッシュフロー計算書まとめ

復興関連事業による建物改修や総合研究棟建設などにより交付額が増加し、引き続き翌年度に改修等が行われるため繰り越され、前年度に比べ年度末に現金が

多く残った。

・利益の処分まとめ

目的積立金承認申請額は、当期総利益又は、使用可能な現金のいずれか少ない方を申請額とするルールがあるため、53百万円となった。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

- 企業会計とは違い大学の会計は分かりにくい。損益計算書と決算報告書の収支はどのような違いがあるか。
- 決算報告書は、単純な収入・支出（いくら使って、いくら残る）である。国立大学法人の会計処理は、国あるいは学生からの受入時点で、一旦、運営費交付金債務あるいは授業料債務として負債勘定に計上して、授業を施して初めて貸方の収益勘定に計上する。このように国立大学特有の会計事務があるので企業会計とは一部異なっている。決定的に違うのは、損益計算書冒頭に「経常費用」とあるが、企業の場合は収益が先にあげられる。そこは大きな違いである。経常収益で、「消耗品」は同額を収益化するが、資産の場合は、全額そのままの金額を収益に計上するのではなく、10年間で減価償却するのであれば、10分の1ずつが収益化されていくことになる仕組みである。
- 1年間の収支の詰めは、53百万円のプラスなのか、609百万円のプラスなのかどちらと考えるとすればよいのか。
- 目的積立金として承認をされている53百万円である。609百万円は会計処理に、タイムラグがある。国立大学法人の会計は大変分かりづらいが、国立大学は収益を優先しているのではなく、教育と研究を優先していることから、まず債務を立てて、それを実行していくということ。教育、研究をしたら収益化する。分かりやすく整理しようという動きはあるようである。
- 学生納付金の減少の理由で、学生数が減ったというのは分かるが、休学が減ったとあるが、それについて説明をお願いしたい。
- 休学者の増加による減少は、授業料に換算して27人分、750万円が前年度に対して減ったと分析している。学生納付金収入には、検定料、入学金、授業料があるが、今、国の方で、授業料免除の枠を増やしてきており、それに従って免除するので、学生数の増減だけではない。
- 免許状更新講習の収入はどこへ計上されているか。
- 損益計算書の雑益「その他の雑益」に計上されている。
- 決算報告書の自己収入の予算額より決算額が多いが、諸々の要素を見込んで厳しく査定しているということか。
- そうである。自己収入には、学生納付金だけでなく、若干雑収入が入っているが、予算額を立てるときに運営費交付金の算定ルールがあり、学生数の変動があるので3年間平均と直近の状況を勘案して設定している。

4. 平成27年度概算要求について

議長から提議され、白石委員から、平成27年度運営費交付金概算要求について、運営費交付金構成図により、①国立大学機能強化分が平成26年度から新設され、先進的に改革に取り組んでいる18大学が採択されたこと、②教育研究プロジェクトは従来型であり、平成27年度限りであること、③平成26年度から新設された教育研究組織の再編成等を見据えた構想プロジェクト（調査費等）は、少なくとも学部単位の改革を対象としており、そのための準備経費的なものであること、④調査費等につい

て、本学も検討したが、前年度に教員養成系で要求したものが、内容的に採択されていないこと等、運営費交付金の構成及び内容等について説明の後、文部科学省からの通知により、今後の国立大学の関係予算の取扱いについては、国立大学の機能強化推進に重点を置くものだとされていること、従来型の教育研究プロジェクトについては、新規事業・継続事業を問わず全体として厳しく抑制すること、各大学においては大学の機能強化の方向性を踏まえて強みや特色を生かしかに機能強化を図るのかという観点から要求事業の見直し、精選を行うこととされている等、資料に基づき説明があった。

引き続き、平成27年度概算要求に係る重点事項について、「プロジェクト分」として、①グローバル人材育成を主軸とした教員養成とプログラムの開発、②「学び続ける教員像」の確立に向けた研修体制・研修プログラムの開発、③大学と附属学校園の連携によるいじめ・不登校問題への取り組み、の継続1件、新規2件の事業、「基盤的設備等整備分」として、①教員養成の高度化・教員の質向上のための附属図書館を活用した学修環境の整備、②「授業の多様性」を追求するための学修環境設備の整備、の2件について説明があった。

次に、施設整備費概算要求事業について、本学の耐震化は96%程度進んでいること及び大学会館耐震改修をはじめ10件の事業について、資料に基づき、それぞれ事業概要、要求額等の説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

5. 大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価自己評価書について

議長から提議され、学長から、本資料は前もって郵送してあること、及び資料が膨大であることから、委員からの質疑の形で審議することとした。

なお、本報告書は、6月30日までに大学評価・学位授与機構に提出するものであり、記載内容については、本経営協議会での審議を経た後、字句、数値等をさらに精査し、必要な修正を行った上で役員会にて最終決定し提出することをお認め願いたい旨説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

○自己評価書の性格、義務等について説明願いたい。

●認証評価は、7年に一度、評価機関（大学評価・学位授与機構等）から評価を受ける制度である。訪問調査が10月23、24日にある。

○選択評価の事項（地域貢献活動の現状）はどう決まるか。

●本学が自主的に選択評価事項Bを選んで受審するものである。

6. 国立大学法人愛知教育大学学長選考会議委員の選出について

議長から提議され、学長から、国立大学法人愛知教育大学学長選考会議規程に基づき、任務等について説明の後、同規程第2条第1項第2号の規定に基づく標記委員については、本経営協議会の学外委員のうちから3人を選出する必要がある旨、資料に基づき説明があり、学外委員間の推薦等により次のとおり選出した。

国立大学法人愛知教育大学学長選考会議規程第2条第1項第2号委員

金森昭夫 委員

杉山寛行 委員

辻村哲夫 委員

報 告

1. 平成26年度会計監査人の選任について

白石委員から、文部科学省に提出した平成26年度会計監査人の選任について、申請どおり新日本有限責任監査法人が選任された旨、資料に基づき報告があった。

2. PCB廃棄物処理経費について

白石委員から、文部科学省の方針として、標記処理経費の7割を国が、3割を各法人で負担することとなり、本学負担分を授業料収入等で負担する場合は引当金を計上する必要がある。しかしながら、本学会計監査人の助言を得て、標記処理経費については、引当金は計上せず、国からの特殊要因経費で支援される運営費交付金に加え、不足分は一般運営費交付金から充当することとした旨の本学の方針について説明があった。

3. 子どもまつり準備中の交通事故に対する大学の対応について

中田委員から、5月10日に開催予定であった本学子どもまつりについて、前日の準備中に起きた交通事故のため中止となったこと、及びその交通事故の概略並びに事故後の本学の対応について、資料に基づき報告があった。

次いで、白石委員から、事故車両6台（レンタカー1台及び被害車両5台）に係る加入保険等の適用について、本学顧問弁護士を通じて確認したところ、すべての保険会社から適用外であるとされた旨の説明があり、損害賠償額が多額であると予想されること及び大学として学生指導・管理上の責任もあることから、運転学生が支払うべき損害賠償額については、原則、当該学生及び父母が負担するものの、支払いが加重負担になる場合は、損害賠償額の一部を大学が負担することとした旨、本学の対応について報告があった。

なお、委員から、運転していた学生の刑事上の責任及び本学学生の日常的な交通マナー等について質問があり、運転学生はじめ関係学生に対して、厳しく教育的指導を行ってほしいこと等について要望があった。

4. その他

総務課長から、第3回経営協議会の当初予定は、10月20日（月）～24日（金）としていたが、10月23日（木）、24日（金）に認証評価の訪問調査を受けることから、その2日間を除く、10月20日（月）～29日（水）の間に日程調整する旨報告があった。

閉会 17時11分